

第61回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時：	令和4年10月26日（水） 午後1時30分から午後3時10分まで
開催場所：	議員協議会室（松本市役所東庁舎3階）
出席委員：	三好規正会長（信州大学経法学部教授） 塩原孝子委員（松本市議会議員）、吉村幸代委員（松本市議会議員） 上條美智子委員（松本市議会議員）、阿部功祐委員（松本市議会議員） 石坂達雄委員（松本警察署長） 【代理出席：山岸久美子 松本警察署交通第二課課長】 藤本済委員（長野県松本建設事務所長） 清水聡子委員（松本大学総合経営学部教授） 田中均委員（松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長） 窪田英明委員（松本市農業委員会会長代理） 忠地秀起委員（松本商工会議所建設部会長） 本間恵子委員（松本商工会議所女性会会長） 富山有希委員（松本薬剤師会理事） 小笠原み江委員（長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員）
欠席委員：	上條敦重委員（松本市議会議員）、柿澤潔委員（松本市議会議員）、上原三知委員（信州大学農学部准教授）、赤廣三郎委員（松本商工会議所専務理事）

（赤間善浩都市計画課長）

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから、第61回松本市都市計画審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。私は、都市計画審議会の事務局次長をしております、都市計画課長の赤間善浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の対策としまして、常時換気など、感染予防対策を徹底して開催するとともに、審議会が短時間で終わりますように、スムーズな進行に努めたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

また、前任の委員の任期満了や異動等に伴いまして、新たに委員としてご就任いただく12名の皆様に辞令を発令させていただいております。辞令は、あらかじめ、皆様の席にお配りしてございます。辞令交付式は、省略させていただきますので、ご承知おきください。お手元に委員名簿をお配りしておりますので、ご確認ください。

本日、欠席の委員ですが、4名の方からご連絡をいただいております。上條敦重委員、柿澤潔委員、上原三知委員、赤廣三郎委員が、ご都合により欠席されております。また、石坂達雄委員の代理として、松本警察署交通第二課、課長の山岸久美子様がお出席されています。会議の成立につきまして、本日出席の委員は、委員18名のうち、14名でございます。「松

本市都市計画審議会条例における、会議成立の定足数の基準、委員2分の1以上の出席を満たしていることをご報告いたします。

それでは、都市計画審議会 事務局長の前澤建設部長より、ご挨拶を申し上げます。

(前澤弘一建設部長)

本日は、お忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま事務局次長から紹介のありました、建設部長の前澤弘一でございます。

晴れやかな晴天で紅葉も色付き、松本城、北アルプス、美ヶ原を見ると一番良いと思う時期でございます。この素晴らしい松本を住みやすいまち、多くの人が訪れ楽しんでいただけるまちにしていくことが必要だと思います。

先ほど事務局次長から申しあげましたとおり、この度、都市計画審議会委員として、関係行政機関、学識経験者の方から選任されました12名の方に辞令を発令させていただきました。今回は12名すべての皆さまに再任いただきましたこと感謝申し上げます。また、任期中である市議会議員の皆様も含めまして、引続きどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の都市計画審議会は、議案としまして、景観法に基づく意見聴取として松本市景観計画の見直しについて審議をお願いするものです。また、報告事項としまして、現在、段階的に行っている都市計画道路の見直しの進捗状況と、第59回松本市都市計画審議会で策定状況を報告しました松本市防災都市づくり計画について、計画を改定しましたので、その結果を報告いたします。

委員の皆様方のそれぞれのご専門のお立場で、忌憚ないご意見、ご指導をお願い申しあげまして、私の挨拶といたします。本日はよろしくお願ひいたします。

(赤間善浩都市計画課長)

審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。先日送付しました資料は、4種類で、「次第」、「議案書」、「前回審議案件の事務処理の概要」、「委員名簿」です。また、本日の当日配布資料として、座席表、議案資料をお手元にお配りしていますので、ご確認をお願いします。お手元の資料に不足のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、次第に基づき、審議会長の選出に移ります。委員任期の満了に伴い、現在、会長及び会長代理が不在となっております。選任につきましては、松本市都市計画審議会条例の規定により、会長は「学識経験者につき任命された委員の内から委員の選挙により選出する。」とされており、会長代理につきましては、「会長が指名すること」とされており。なお、本日欠席の委員からは、会長選出につきまして、出席委員に一任されていますことを申し添えます。

そこで、事務局からの提案ですが、臨時議長を決め、会長が選任されるまでの間、会の進行をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

ご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。臨時議長には、本日ご出席

の委員の中で、吉村委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。それでは、吉村委員、議長席へお願いいたします。

(吉村幸代委員)

ただいま、臨時議長に選出されました吉村でございます。会長選出までの間、私の方で会議の進行をさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。これより会長を選出していただくわけですが、先ほど事務局の説明にありましたとおり、会長は学識経験者につき任命された委員の中から選挙により選出することとされていますが如何いたしましょうか。

なお、選挙ということですが、選挙の方法については規定がありませんので、指名推薦等の互選でも良いこととされています。委員のご意見をお願いします。

(上條美智子委員)

指名推薦による方法で、選出してはどうでしょうか。

(吉村幸代委員)

ただ今、「指名推薦により選出する」という意見が出ましたが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

ご異議ないようですので、どなたかご推薦をお願いいたします。

(上條美智子委員)

都市計画審議会の委員経験があり、前会長であります信州大学経法学部の教授、三好規正委員を推薦いたします。

(吉村幸代委員)

上條委員から三好規正委員の推薦がありましたが、他にございませんか。

それでは、三好規正委員を会長に選任することにご異議ございませんか。

ご異議がないものと認め、三好規正委員を松本市都市計画審議会長に決定します。これを持ちまして、私は臨時議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(赤間善浩都市計画課長)

吉村委員ありがとうございました。それでは三好会長、議長席へお願いいたします。三好会長よりごあいさつをお願いいたします。

(三好規正会長)

皆さん、こんにちは。大変身の引き締まる思いでございます。引き続き松本市をより良い

まちにしていくために、精一杯務めてまいりたいと思います。委員の皆様、どうぞよろしく  
お願いいたします。

(赤間善浩都市計画課長)

ありがとうございます。本日もご審議いただき議案は1件、また、報告事項が2件でござ  
います。それでは、このあとの会議の議事進行につきましては、松本市都市計画審議会条例  
により、会長が務めることになっておりますので、三好会長、議案審議をお願いいたします。

(三好規正会長)

皆さま、本日もよろしくお願いいたします。松本市都市計画審議会条例第5条第1項によ  
り、議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

ただ今から議案審議に入りますが、先程事務局から説明のあった会長代理につきまして、  
条例により会長の選任事項でありますので、指名させていただきます。これまで都市計画審  
議会の委員に長く就任いただいている清水聡子委員に会長代理をお願いしたいと思います。

はじめに、議事録の署名人ですが、松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項により本  
日出席委員の中から予め指名しますのでよろしく申し上げます。本日の審議会の議事録署  
名人は、阿部功佑委員と窪田英明委員に申し上げます。

議案審議に先立ちまして、事務局より第60回松本市都市計画審議会に係る事務報告を  
申し上げます。

(鈴木昌宏課長補佐)

それでは事務報告をいたします。資料「事務処理の概要」に沿ってご説明いたします。

まず、議案第118号松本都市計画道路変更(長野県決定)です。内容としましては、松  
本都市計画道路3・4・11号宮渕新橋上金井線について、都市計画道路の見直し方針に基  
づき、一部区間を廃止し、路線名を3・4・11号宮渕新橋北小松線へ変更することにつ  
いて、長野県知事から意見照会があったものです。事務処理の経過ですが、審議結果を市長報  
告した後、長野県都市計画審議会において可決され、令和4年6月20日長野県告示第33  
8号により告示・縦覧されました。

次に、議案第119号松本都市計画道路の変更についてです。内容としましては、3・5・  
6号出川浅間線について、道路詳細設計に基づき、交差点部の付加車線を設置するために、  
幅員を変更するもの、また、3・6・9号大村上金井線について、都市計画道路の見直しに  
伴う区間別評価結果に基づき、一部区間を廃止し、路線名を3・6・9号大村湯の原線に変  
更するものです。事務処理の経過ですが、審議結果を市長報告した後、令和4年6月20日  
松本市告示第314号により告示・縦覧されました。

次に、議案第120号松本都市計画用途地域の変更についてです。内容につきましては、  
都市計画道路3・4・11号宮渕新橋上金井線の変更に伴い、用途地域界の基準を都市計画  
道路から地形地物に変更するもの、また、都市計画道路3・5・6号出川浅間線の変更に伴

い、都市計画道路端から設定されている沿道用途地域の変更を行うものです。事務処理の経過ですが、審議結果を市長報告した後、令和4年6月20日松本市告示第315号により告示・縦覧されました。事務報告は以上となります。

(三好規正会長)

ただ今の報告について、ご質問等のある委員の発言を求めます。

特にご質問等が無いようですので、議案審議をはじめます。本日付託されました案件は1件、報告事項が2件あります。

それでは、議案第121号：松本市景観計画の見直しについて審議を行います。事務局に伺います。議案第121号の傍聴者はございますか。

(鈴木昌宏課長補佐)

傍聴者は1名です。ただ今より、傍聴者を会場に案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

(三好規正会長)

傍聴者の皆さんへお願いをいたします。公正な審議を行うため、委員等の発言に対し拍手をしたり、声を出す等の行為はしないでください。写真撮影や録音はできません。会議の秩序を乱し、又は進行の妨げになる行為はしないでください。以上のような行為等があった場合は、退席いただくことがありますので、ご承知ください。傍聴ができるのは、傍聴希望議案の審議のみです。審議終了後に退室していただきます。採決の結果につきましては、傍聴者控え室において事務局よりご報告します。

それでは、議案第121号の説明を担当課よりお願いします。

(倉科健一課長補佐)

都市計画課 景観担当係長の倉科と申します。議案第121号松本市景観計画の見直しについて説明いたします。着座にて失礼いたします。

議案書の3ページをご覧ください。まず始めに、前半に景観計画の見直し概要を説明し、後半にパブリックコメント等の結果について説明いたします。説明は、意見聴取と書かれた資料と別冊の計画書の2つで説明いたします。最初に意見聴取の資料をお開きください。

1趣旨ですが、平成20年に策定しました、松本市景観計画の見直しについてパブリックコメントを実施し、計画(案)を作成しましたので、意見聴取するものです。

2主な経過につきましては、平成20年に、松本市景観条例を制定し、同年、松本市景観計画を策定しました。平成27年に波田地区等を追加しています。平成30年に、景観事前協議制度の運用を開始しました。これにより、中心市街地の大規模な建築物について、有識者で構成される専門の委員会の意見を伺いながら、事業者と事前協議ができる仕

組みを整えました。令和2年から計画の見直しに着手しまして、景観評価会、景観審議会、専門部会で協議を行い、本年8月26日から9月26日までパブリックコメントを実施いたしました。

3 主な見直しの理由については3点あります。(1)県が眺望点を活用した景観誘導を行っており、市もこの手法を導入するため。(2)地域特性に合わせた、きめ細やかな景観誘導が必要となったため。(3)地域資源を守り育てるため、景観重点地区の追加検討が必要となったためです。

4 見直しのポイントは3点あります。(1)眺望景観への配慮指針の追加、(2)地域特性を活かした景観形成目標の追加(3)景観重点地区の追加候補地を選定の3点になります。

見直しの内容・詳細について、別冊の計画案で説明いたします。恐れ入りますが、別冊の資料をご覧ください。別冊の資料を1枚めくっていただいた目次をご覧ください。計画の構成については、序章から始まり、1章、2章で景観形成の基本理念と方針、3章で眺望景観の形成方針、4章で行為の制限に関する事項、5章で景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針、6章で景観形成の実現について記載しています。

計画書の13ページをお願いいたします。今回の見直しで、基本理念を市民の皆様わかりやすくするため、新たにキャッチフレーズを作りました。「暮らし、自然、歴史つむぐ、景観都市まつもと」として、市民の皆様と景観形成に取り組んでいきます。

計画書の41ページをお願いいたします。見直しポイントの1点目、「眺望景観への配慮指針の追加」ですが、第3章で「眺望景観の形成の方針」について記載しています。松本城等の歴史的建造物や山並み等の眺望を市民共有の財産として守るため、また、今後、新たな建築物や工作物の建設により、眺望景観への影響が想定される場所を眺望点として選定し、個別に配慮指針を明示しました。次のページ、計画書の42ページをお願いいたします。「眺望景観の整理と景観形成に向けた考え方」につきましては、眺望景観を、5種類の要素から分類しています。視覚的構造によるタイプとして、①パノラマ：見晴らし、②ビュー・コリドー：見通し・眺めの廊下、③シークエンス：移り変わる景観、眺望点や眺望対象の特別性によるタイプとして、④市街地の眺望点：視点場の特徴がある眺望⑤特定対象物：特定の対象についての眺望の5種類に分類、整理しました。

計画書の47ページをお願いいたします。今回の見直しでは、眺望点を選定するため、眺望景観の調査を行い、第1段階として、108点の眺望点をピックアップしました。最終的に19カ所、24点を選定しました。計画書の47ページから49ページで位置を記載しています。計画書の49ページの下半分をご覧ください。眺望景観の資料の見方、凡例を記載しています。選定しました眺望点19カ所、24点は、計画書の50ページ以降に記載しています。ページをおめくりいただき、ご確認ください。眺望点として、松本城周辺、松本駅周辺、中心市街地、弘法山や城山、郊外的美ヶ原や四賀の番場橋、波田の安養寺前などがあります。なお、眺望点は今後、必要に応じて追加をしていきます。

次に、計画書の65ページをお願いいたします。見直しポイントの2つ目、地域特性を

活かした景観形成目標の追加について説明いたします。地域特性を景観形成に反映させるため、現行計画の「用途地域・重点地区別」景観形成基準（6地区6分類）に加え、新たに「景観区域・類型地別」の景観形成目標（20地区51分類）を明示しました。地域特性に基づき、細分化することで、市民や事業者にわかりやすい内容にしました。計画書の66ページ以降に地域特性に合わせた景観形成の目標を記載しています。地区ごとに分類し、51種類あります。ご確認をお願いいたします。

見直しポイントの3つ目、「景観重点地区の追加候補地の選定」について説明いたします。計画書の19ページをお願いいたします。景観重点地区の選定基準は、記載のとおり①から⑥まであります。現在、指定している重点地区は、お城地区、お城南地区の2地区です。次のページ、計画書の20ページをお願いいたします。新たに、「松本駅東地区」と「旧開智学校周辺地区」を候補地として選定しました。今後の整備計画と整合を図りながら、景観誘導を具体化していきます。見直しポイントの内容については、以上です。

恐れ入りますが、最初の意見聴取の説明資料にお戻りください。7今後の予定でございますが、今年度内に景観計画を改定し公表します。

続いて、パブリックコメント等の結果について説明します。当日配布資料の3ページをご覧ください。

令和4年5月25日の、第60回松本市都市計画審議会におきまして改定案の概要について説明を行い、記載のとおりのご意見をいただきました。市の考え方は、会議の中で説明しております。詳細は記載のとおりです。

次に、4ページをご覧ください。パブリックコメント等の結果ですが、まず、(1)の募集期間は、記載のとおり8月26日から9月26日にかけて行いました。閲覧方法は、記載のとおりです。実施結果でございますが、3名の方から11件のご意見等をいただきました。その内、1名の方が代表になり連名でご意見をいただいたため、記載の人数になっています。

意見に対する対応方針ですが、記載のとおり、ア反映する意見が1件、イ趣旨同一の意見が1件、参考とする意見4件、対応が困難な意見が4件、その他1件になりました。5ページをご覧ください。以下、主な意見の概要と市の考え方について1番から11番まで要点について説明いたします。

まず1番の意見は、中央西地区（松本駅東側の駅前地区）のうち中条の跨線橋から南側の地区において制限基準を、商業地区から住居地域に見直してほしい意見です。景観計画の制限基準は、都市計画法の用途地域に合わせて定めています。今回は、景観法に基づく見直しであることから、都市計画の用途地域の変更を行うものではありません。当該地は区画整理事業により都市基盤を整備し土地利用の高度化を図るため商業地域としており、変更の際は、既存建物の建替えの影響に留意する必要があり、これまでの経緯や現状を踏まえながら用途地域制度を適切に運用してものですから、「対応が困難な意見」として整理しています。

次に、2番から3番ですが、1番と同じ地区の意見ですが、高さ制限の緩和措置の除外や条件の厳格化を求める意見です。中央西地区では、景観上支障のない範囲で、高さの緩和を認めることができるとしています。高さ制限の緩和対象の除外は、地区全体の合意形成を要するため、慎重な検討が必要で、ご意見は、今後の参考とします。また、厳格化については、景観事前協議において、景観への影響、地域特性の配慮等を十分確認し、案件ごとに適切に評価していくことから、参考とする意見としました。

4番は、中高層建築物は、今後人口減少や経済活動の縮小により、居住者不在、老朽化しても修繕取り壊しができない等市内の景観を害することが予想される。景観計画は、次世代への負担を考慮したコンパクトな街作りを目指すべきとのご意見です。建築物の維持管理は、所有者が行うものですが、社会情勢に対応しながら、松本市の景観づくりに、取り組んでいきます。ご意見は課題として、今後の参考として整理します。

5番以降についてですが、表現上の言い換え等についてのご意見ですが、景観計画の方向性にかかわるものではない軽微な変更として、反映する意見としました。

6番から9番ですが、5番と同様の表記に関するものですが、それぞれ趣旨同一の意見、参考とする意見、対応困難な意見、疑問点は、その他意見として整理しました。詳細は記載のとおりです。

10番は、別紙2-2をご覧ください。左側の点線部内の表記を見直すご意見ですが、松本市景観計画専門部会で協議し、景観は画一的に評価できないため、計画案に記載した配慮事項（5項目）については、削除することといたしました。高さの緩和については、個別案件ごとに地域特性に合わせ評価してまいります。

11番は、景観計画の点検・評価の進め方について、「評価の実施にあたっては、有識者等も交えた評価方法について検討を深めます。」の記述に対し、「対象案件の近隣住民」の追記を求める意見です。計画の点検・評価の実施にあたっては、有識者を含めた体制で検討を行いますが、市域全体の計画であることから、評価者は個別案件の関係者ではなく、第三者による客観的評価が必要と判断していますので、原文のままとし、10番11番ともに、対応困難な意見として整理しました。

続いて、市議会建設環境委員協議会での主な意見を抜粋して説明します。

3番ですが、景観計画では、統一性だけでなく、多様性を認めるゆとりを少し残してほしいとの意見ですが、もともと、建築物の色彩制限について、基準に幅を持たせて対応しています。建築主は、その幅の中で計画をしていただいおり、「景観形成の目標」は定性基準を記載することで、計画における多様性を考慮していますことから、参考とする意見として整理しました

5番6番は、郊外の10mの高さ制限や勾配屋根の規制に関する妥当性についてのご意見ですが、平成20年の計画策定時、地域毎に既存建物の高さを調査し、高さ制限値を決定した経過や市民会議やワークショップにおいて、勾配屋根等の記載の要望があったことから定めています。今回の改定では景観形成基準の変更を行いませんが、次回の改定時に



制限値の妥当性について議論の機会を設け、今後整理をしていきますことから、参考とする意見としました。

8番は、眺望点の選定等で、外国人や移住者等の外から来た人の声が、反映された計画なのか。もし反映されていないのであれば、今後反映を検討してほしいというご意見です。眺望点は、長野県建築士会に調査を委託し、市内を幅広く調査しました。選定条件として、「不特定多数が利用できること」、「松本市にとって重要な景観資源を眺望できること」の2点を条件に選定しました。今後も広く情報収集し、必要に応じ眺望点を追加していく予定としており、参考とする意見としました。

続きまして、市議会9月定例会の一般質問での意見です。

1番ですが、計画見直しにより高さ制限の強化条件を削除している。高さ制限の強化を継続しないと受け取れるというご意見に関しましては、景観計画の高さ制限は、見直し案においても現計画から変わらないことから、観形成基準の上乗せの記述について、現計画と同様に記載します。別紙2-1をご覧ください。右半分赤字のとおり修正し、反映する意見としました。

続いて2番ですが、高さの緩和を求める事前協議においては、「景観計画の手引き」の定性基準ではなく、個別に評価することが目的に照らした協議方法と考える。松本市景観計画専門部会において、事前協議制度の評価会における高さ緩和の評価に関し、高さ緩和の配慮事項5項目の記載について、景観審議会等で改めて専門家の意見を伺い、景観計画への記載を見直してほしいという意見です。松本市景観計画専門部会において、高さ緩和の配慮事項5項目について、議論した結果、別紙2-2のとおり景観計画への記載をしないこととします。別紙2-2の点線部を削除し、反映する意見としました。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

(三好規正会長)

ただいま議案第121号についての説明がありました。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

(田中均委員)

松本市の眺望景観として、眺望点19か所24点ございしますが、ざっと見させていただくと、56ページの⑥や57ページの⑩について、景観的には良いと思いますが、どうしても電線が気になります。その点について何か配慮はあるのでしょうか。

(倉科健一課長補佐)

はい。確かに地中化されていないため、電線について気になる部分があるかと思います。景観計画で制限の対象としているのは、建築物や工作物であり、今後、様々な計画が行われた際には、それぞれの眺望点からの眺望景観として相応しくない建築物や工作物について、少しでも制限をしたいというものです。そのため電線については対象になっていない部分

があります。以上です。

(田中均委員)

ざっと見ての感想を申し上げたものですので結構です。

(塩原孝子委員)

景観計画案の39ページから40ページの河川軸について、代表的な河川軸として7軸挙げられております。特徴的なものとして牛伏川のフランス式階段工はとても良いと思っておりますが、現在は牛伏川の場所が入っていません。牛伏川を入れることを何かしら検討したのかをお伺いしたいと思います。

(倉科健一課長補佐)

はい。今回の眺望点でございますが、建築士会に業務委託し、市内を幅広く調査した結果108つのポイントをあげていただきました。その中に牛伏川は入っていなかったと思いますが、今回の指定が未来永劫このままというわけではなく、相応しい軸があれば必要に応じて今後も追加する場合もあると考えています。今回は、この7つを選定させていただいたということでございます。

(塩原孝子委員)

それでは今後追加も含めて、市内色々なところを見ていただいて、是非牛伏川を加えていただければと思います。

(阿部功祐委員)

最近カタカナ文字が増えてきていて、今回の計画にもビュー・コリドーやシークエンス、アイストップといった記載がされています。こういったカタカナ文字は10年すれば当たり前になるかもしれませんが、やはり日本語で記載する方が、誰が見ても分かりやすいと思います。例えば14ページですが、シークエンスに括弧して動的景観とありますが、これでは分かりにくいと感じます。解説を見ればわかるということもあるかもしれませんが、読んでいて分かりやすい表現が良いと思いますが如何でしょうか。

(倉科健一課長補佐)

はい。委員のご指摘はもっともなご意見だと思います。今回、景観計画をまとめるにあたり、できるだけ分かりやすいようにということで、ビュー・コリドーには見通し・眺めの廊下といった補足を加えるなど、両方を併記することで、専門家と一般の方、双方にとって見やすくなるようにまとめた経過がございます。分かりにくい言葉については、出来るだけ補足説明を加えるような追記も考えさせていただければと思います。

(阿部功祐委員)

ありがとうございます。全体的に専門家の皆さんは、最近カタカタ文字を使う傾向があるように思いますが、やはり市民の皆さんにとって分かりやすいということが一番に考えることが大事だと思いますのでよろしくをお願いします。

(小笠原み江委員)

先ほど電線の話が出たと思います。今回は建築物や工作物についてだけに留めているということですが、景観はそれだけではないと思います。今後の方針として、美しい景観を守っていくという観点から、電線なども配慮していただいた方が良くと思います。一意見として述べさせていただきますのでよろしくをお願いします。

(倉科健一課長補佐)

補足説明をいたします。景観計画で届出対象としているものをもう少し細かく説明しますと、建築物や工作物のほか、屋外の物件の堆積、道路その他公共空間から望見されるもの、或いは、開発行為や切土、盛土を行うような土地の形質の変更も届出対象になっております。その他にも土石の採取又は鉋物の採掘等に関しても一定規模以上のものは対象となっております。以上です。

(三好規正会長)

そうすると景観法上では、規制対象となっているものとして電線のようなものは対象とはなっていないという理解でよろしいですか。

(倉科健一課長補佐)

そうです。工作物の分類になるかと思いますが、通信施設では、携帯電話の基地局のようなものは、高さ20mを超えるものが対象となっております。届出が必要となります。

(三好規正会長)

電線の地中化計画は景観計画とはリンクしていないと思われませんが、どのように進めているのでしょうか。わかりましたら、ご説明願います。

(赤間善浩都市計画課長)

はい。電線地中化の関係ですが、松本市においてもエリアを決めて計画的に取り組んでおります。場所ですが、地中化するためには3m程度の幅が必要となり、新設の道路の歩道に入れていることが一般的です。現状の道路には上下水道もありますので、なかなか難しい部分もありますが、長野県において市町村、県、国の道路を含めて5年毎の計画を策定しており、それに基づき各自治体がピックアップをして、電線事業者である中電、NTT、その他ケーブルテレビの事業者と協議をして整ったところから事業を実施している状況です。

主な箇所ですが、松本城周辺や松本駅の周辺を実施しております。具体的には、松本城の南側で幅員31mの内環状北線を実施しています。あとは、松本駅西口の中条白板線や、松本駅東口の公園通りについて、地中化の工事を予定しています。

(三好規正会長)

他に(特に)意見等が無いようですので、以上で質疑を終了します。

議案第121号につきましては、景観法に基づく意見聴取のため採決は行いません。本日審議いただきました1件につきましては、後日市長へ答申いたします。審議の結果報告については、各委員からの意見等を踏まえて行いますが、報告書の調製については会長に一任願いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ご異議ないようですので、そのようにいたします。

(三好規正会長)

続きまして、報告事項松本都市計画道路の変更についてうつります。事務局に伺います。報告事項の傍聴者はございますか。

(鈴木昌宏課長補佐)

はい。傍聴者は1人です。よろしく願いいたします。

(三好規正会長)

傍聴者の皆さんへお願いをいたします。公正な審議を行うため、委員等の発言に対し拍手をしたり、声を出す等の行為はしないでください。写真撮影や録音はできません。会議の秩序を乱し、又は進行の妨げになる行為はしないでください。以上のような行為等があった場合は、退席いただくことがありますので、ご承知ください。傍聴ができるのは、傍聴希望議案の審議のみです。審議終了後に退室していただきます。採決の結果につきましては、傍聴者控え場所において事務局よりご報告します。

それでは、報告事項松本都市計画道路の変更についての説明を担当課よりお願いします。

(山崎祥幸主任)

交通部交通ネットワーク課山崎と申します。報告事項松本都市計画道路の見直しについて内容をご説明します。着座にて失礼します。

資料は、議案書の6ページをご覧ください。1 趣旨は社会情勢の変化に対応し、長期未着手路線の見直しを行うとともに、集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくりを推進するため、路線網の形成を図るものです。

平成23年策定の松本市総合都市交通計画における区間別評価に基づく一連の見直しが今年度完了予定であるため、これまでの取組み内容について報告するものです。

2 経過は記載のとおりです。前回の都市計画審議会にて一部路線の廃止をお諮りし、現在までに合計6路線、延長約5 kmの都市計画道路を廃止しました。

3 取組み内容の前に、4 今後の予定ですが、この後ご説明する中心市街地の都市計画変更手続きを行い、次回都市計画審議会へ諮ります。また、今回の見直し完了後、依然として未着手の路線が多く残ることから、次期見直しについて検討します。

それでは、取組み内容について、議案書の7ページをご覧ください。以降の内容は、お手元の議案書と同じものを前方のスクリーンに投影します。なお、議案書右下のページ数と別に、グレーの数字でスライド番号を記載していますので、そちらでご説明します。

スライドの1ページをご覧ください。1. 背景 1-1. 都市計画道路の整備状況です。図の青が整備済、緑が事業中、赤が未整備の区間を示すものです。現在事業中の区間としては、国による国道19号拡幅、長野県によるあがたの森通りの秀峰学校前から東の松本駅北小松線事業、松本市による内環状北線整備などがあります。

スライドの2ページをご覧ください。本市の都市計画道路の計画、整備済み延長及び整備率の推移を示すものです。路線の追加、行政合併によってグラフ中の青線で示す計画延長が増加してきました。街路事業の進捗により、整備済み延長も年々増加していますが、令和3年度末時点で計画延長115.0 kmに対し、整備済延長49.8 km、整備率が43%と低水準です。

スライドの3ページをご覧ください。1-2. 見直しの必要性です。本市の都市計画道路の多くが昭和36年の決定であり、決定後60年が経過しています。1点目の課題として、社会情勢の変化があります。決定当時は人口増加や市街地の拡大を想定していましたが、近年は、人口減少や集約連携型都市構造への転換によって、必要性に変化があります。2点目として、都市計画道路の区域内は、建築制限を課しており、長期未着手の路線は、制限が長期化する懸念があります。これらの課題があることにより、社会情勢やまちづくりに合わせた都市計画道路網を形成するために見直しの必要性があります。

スライドの4ページをご覧ください。2. 見直しの経過 2-1. 平成23年総合都市交通計画です。冒頭ご説明しましたとおり、未着手の都市計画道路の区間ごとに必要性や実現性の視点で評価しています。赤線が存続候補、緑線が変更候補、青線が廃止候補を示します。

スライドの5ページをご覧ください。2-2. 見直し計画の概要です。評価結果の廃止候補を中心に、エリアごとに段階分けして見直しを実施してきました。令和4年6月には、第3段階として里山辺地区の2路線を廃止しました。

なお、第4段階としていた資料左下の高宮渚線及び南松本駅笹部線の2路線は、平成23年の評価で変更候補としています。その後、存続や廃止等の方向性を検討してきましたが、周辺の道路環境や土地利用を踏まえ、判断するに至らなかったため、今後の継続検討とし、次回見直しの中で他の未着手路線と一体的に検討したいと考えています。

今回、第5段階として、中心市街地の路線を見直すものです。今後、都市計画変更手続きを進め、次回の都市計画審議会に諮りたいと考えています。

次に、スライドの6ページをご覧ください。中心市街地の路線見直しを進めるうえで、道路網全体の構造や方針として、3. 中心市街地の交通まちづくり 3-1. 内環状線構想についてご説明します。

本市の道路網は、松本駅を中心に郊外へ放射状に延びる構造であり、市街地に集中する自動車を分散する目的で環状道路が構想され、環状放射型の道路網を形成することとしています。

内環状線は、西線にあたる国道19号を国が、北線を市が事業中であり、南線は長野県が事業を行いました。残る東線については、想定される位置で中町通りや辰巳の御庭などの整備を始め、歴史、文化的なまちづくりを実施しており、具体的な路線の位置づけに至りませんでした。

次に、スライドの7ページをご覧ください。3-2. 城駅森エリアとまちなか幹線道路網について、これまでの道路網の検討経過、中心市街地のまちづくりを踏まえ、昨年度、上位計画である都市計画マスタープラン及び総合交通戦略を改定しました。その中で、従来の内環状線構想に基づく整備は行わず、既存道路を有効活用し、必要な道路機能を資料の緑色で示すまちなか幹線道路網に分担させることとしています。

さらに、松本城、松本駅、あがたの森を結ぶエリアは歩行回遊性を高めた人中心の交通まちづくりを目指すこととしています。

具体的な変更内容として、資料中央の女鳥羽川沿いの千歳橋から上流側、女鳥羽川北岸線、女鳥羽川南岸線及び資料左下の薄川堤防から国道19号へ抜ける逢初鎌田線について、平成23年の評価に基づき廃止を進めたいと考えます。

また、内環状南線の東側、(仮称)博労町栄町線は、南の区間から進めている小池平田線の整備と合わせて、まちなか幹線道路網による交通円滑化を担う路線であり、基幹的な医療を担う相澤病院へのアクセスや緊急車両の通行を確保するために新たに2車線の道路として都市計画決定し、道路整備を進める計画です。

さらに、資料中央、小池浅間線のあがたの森通りから松本市役所の南までの区間について、同時に廃止を進めたいと考えていますが、次のスライドで詳細を説明いたします。

スライドの8ページをご覧ください。3-3. 小池浅間線について平成23年の評価を改めてご説明します。評価の内容は、公共施設や鉄道駅へのアクセス道路など、道路機能ごとに必要性の評価項目を設けており、小池浅間線は複数の項目が該当し、必要性が高いAとしています。

次のステップである実現性評価において、路線上に歴史、文化的なまちづくりを実施済みのエリアが存在することから、事業実施上の支障ありと判断し、判定フローでは最終的に変更候補としています。

スライドの9ページをご覧ください。平成23年評価で変更候補とした小池浅間線を廃止候補として位置付ける理由をご説明します。

1点目は、路線周辺の歴史、城下町のまち割りを生かしたまちづくりが分断されてしまう

という支障があることです。スライド下の写真のように、既存市道は歩いて楽しめるまちなみ形成を目的に高質化整備を実施済みです。

2点目として、必要機能は周辺道路によって担保できることです。交通処理としては、将来交通量推計を行い、現在進める道路整備が完了した状態で、大きな混雑が発生しないことを確認しています。

3点目は、仮に小池浅間線を整備することで、まちなかに通過交通を呼び込み、歩行者優先の人中心のまちづくりと相反することです。

以上の理由により、小池浅間線については廃止候補として、他の路線と合わせて都市計画変更手続きを進めたいと考えています。

次にスライドの10ページをご覧ください。今回の追加、廃止の関係地元町会等への説明経過です。追加を検討している（仮称）博労町栄町線は、地元町会を対象に3回説明会を行い、延べ80名に参加いただきました。廃止を検討する4路線は、関係町会へ説明のうえ文書回覧にて内容をお知らせしました。また、まちづくり推進協議会にも同様の説明を行っています。

事前に行った説明の中で、追加や廃止に対する反対意見はありませんでした。

最後に、今後進める都市計画変更手続きの予定についてご説明します。本日の報告後、明日から約1か月間都市計画案の閲覧を行い、11月27日に公聴会の開催を予定しています。12月には長野県知事協議、計画案の縦覧を行い、年明けの次回都市計画審議会にて本件の廃止、追加について改めてお諮りし、年度内の決定告示を目指したいと考えています。

以上、報告事項 松本都市計画道路の見直しについて説明を終わります。

（三好規正会長）

ただ今、報告事項「松本都市計画道路の変更について」の説明がありました。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。はい、藤本委員。

（藤本委員）

今後の検討に向けた意見を述べておきます。

資料10ページ、スライド3-2にある城駅森の三角形に展開し、その中の回遊性を高めるエリアとして通過交通を入れないということが、廃止検討のモチベーションになっていると思います。

小池浅間線のすぐ東側には国道143号があり、県で管理をしているところです。3桁国道なので県内の広範囲を繋ぐための機能をもっており、通過していく車両を円滑に流すものでありますので、都市計画道路にはなり得ないものです。地域的にまちづくりに向けた大事なエリアの中に入っている道路ということで、現在は歩道が無く、幅員もそれほど確保されていない国道143号が単に通過交通を担っていくことはよろしくないとは思っています。いずれにしても小池浅間線が廃止された場合、南北の道路がやまびこ道路、国道19号、国

道 143 号、こまくさ道路となってくる中で、国道 143 号が現状のままで良いとは県としても考えていません。

今後、このエリアにある国道 143 号がどうあるべきかに関しては、ただ単に広くすれば良いということではなく、このエリア内にあることなので、例えば歩行者のための歩道を設置するのか、あるいは一定程度の幅員をとっていくのか、まちづくりの観点から検討していく必要があると思います。県だけで考えていくことではないため、今後、今回の廃止を契機に国道 143 号がまちづくりの観点からどうあるべきかを、現場を担う松本市にも一緒にご検討をいただければと思います。

(丸山博交通ネットワーク課長)

ありがとうございます。交通ネットワーク課長の丸山です。

ただいま藤本委員からご意見をいただきました件ですが、これまで松本市では内環状線構想を検討してまいりましたが、その機能をまちなか幹線道路網で担うような形で、新たなまちづくりに向けて計画をしていきたいと考えております。

環状線の中では、外環状線として出川浅間線の整備を進めており、まちなかに集中する交通量を外環状線や中環状線で分散させて、国道 143 号については、まちなか幹線道路として、まちなかの利用を目的とする交通を円滑に流し、かつトライアングルの中の歩行者の回遊性、安全性を高める機能を担っていくと考えております。

ご意見ありましたように、道路のあり方、整備の方法については、お知恵を借りながら進めていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

(三好規正会長)

他になにか意見がございましたらお願いします。はい、阿部委員。

(阿部委員)

まちづくりの観点でのお話がある中で、現在、内環状、中環状、外環状ということで全体整備を進めていますが、この部分が廃止されると、新たな東側の路線がどのように示されるのかを想定しながら、廃止を検討していく必要があると思います。

これまで60年の間、進まなかった事業ということで廃止は良いと思いますが、沿線の皆さんは道路ができるだろうということで生活をされていたこともありますので、今後の地元説明は大切だと思います。

幹線道路の整備にあたっては、スライドの7ページにある追加検討路線の3・4・52号の博労町の路線は進めていくことだと思いますが、ここは進める、ここは廃止する、代わりの路線はどこになるということは、将来のまちづくりとしてどのようにしていくかということと併せて考えていく必要があると思います。先ほど廃止の理由の説明がありましたが、代わりの路線の想定があるのか現時点での考えがあればお聞きかせください。



(丸山博交通ネットワーク課長)

ありがとうございます。

代替の路線ですが、図面にありますまちなか幹線道路網で交通を分散させて、その機能を担うということが今のところの考えです。

内環状南線の東に新たに計画決定を予定している博労町栄町線ですが、現在一方通行で、その先に相澤病院があることも踏まえ、相互通行で交通を流すことで、まちなかの幹線道路として機能するというで新たに入れております。

内環状東線の構想につきましては、東線を南北の 1 本の道路で受けるということではなく、まちなか幹線道路網の中でその機能を担っていきたいという考えです。また、内環状北線のさらに東側につきましては、これまで検討を重ねてまいりましたが、交通量推計から新たな道路を整備しなくても、一定以上の混雑は発生しないこととなっています。

まだまだ未着手の都市計画道路はありますので、次のステップでの見直し検討を進めていきたいと考えております。

(阿部委員)

わかりました。今後いろいろと検討されると思います。分散ということではありますが、今の相澤病院の話や、廃止検討路線である女鳥羽川の路線もイオンモールの関係では交通量が増えていると思います。時代とともにということもありますが、まちづくりの部分で 143 号線のあり方、やまびこ道路、そして市内の商業施設の状況もあるので、南北の道路の分散化の考え方に加え、東西の道路も影響等も踏まえて考えていただきたいと思います。

(三好規正会長)

よろしいでしょうか。他に意見等が無いようですので、以上で質疑を終了します。

(三好規正会長)

続きまして、「報告事項松本市防災都市づくり計画について」にうつります。本件は第 5 9 回の本審議会で改定状況の報告があった内容となります。傍聴者はございますか。

(鈴木昌宏課長補佐)

はい。傍聴者は 1 人です。引き続き同じ傍聴者の方となります。

(三好規正会長)

では注意事項は省略させていただきます。先ほど申し上げたとおりですのでよろしくお願い致します。

それでは、報告事項 松本市防災都市づくり計画の策定についての説明を担当課よりお願い致します。

(御子柴主査)

私は建設部都市計画課、御子柴と申します。

それでは、報告事項「松本市防災都市づくり計画」について説明いたします。着座にて失礼します。

本計画は、平成13年5月に地震対策を主として策定しました松本市防災都市計画につきまして、令和2年に公表した震災に対する災害危険度判定調査や、近年激甚化している水害対策を考慮した最新の指針を踏まえた見直しを行い、計画を改定したものです。

本計画につきましては、今年の2月に開催された第59回都市計画審議会にて、計画の概要等について、ご報告させていただきましたので、本日は、2月以降の主な経緯と、2月の審議会時にいただきましたご質問への回答、パブリックコメントへの対応、今後の予定等についてご報告させていただきます。

それでは、資料14ページをご覧ください。2月の当審議会以降の経緯ですが、5月24日の建設環境委員会におきましてご協議いただきまして、その翌々日の5月26日から30日間パブリックコメントを実施いたしました。その後、8月19日の建設環境委員会において、5月の委員会でいただいた意見やパブコメのご意見等を反映して作成した計画の報告を行い、計画を改定いたしました。その後、9月1日にホームページに公開しております。

次に、2月の審議会におきまして委員の皆様から頂いたご意見について説明させていただきます。

まず、上原委員から頂きました、「各種災害リスクの図面を重ね合わせて、市民の理解を深められるように」とのご意見についてですが、別冊25ページをご覧ください。こちらでは、震災による被害リスクを示した災害危険度判定調査結果と、水害による浸水深さとを重ね合わせております。中央の青四角部分が震災、水害の危険度がともに高いエリアであることを重ね合わせることで可視化し、市民の理解が深まるようにいたしました。

次に、三好会長から頂きました、「災害リスクのある土地について利用制限を課す手法として、滋賀県の流域治水条例も参考にしたらどうか」とのご意見をいただきました。こちらにつきましては、別冊79ページをご覧ください。中段の浸水想定エリアに対する開発や土地利用の規制について、建築基準法39条による災害危険区域指定について記載しました。

松本市においては、土砂災害防止法の強化に合わせて、令和4年4月1日から市街化調整区域のイエローゾーン内での土地利用について規制の強化を図っております。ただ、松本市において実際に建築基準法39条に基づく条例を制定していくかということにつきましては、前回ご質問いただいた際の回答の繰り返しにはなりますが、必要に応じて、地元や関係部署と十分な協議を重ねながら進めていきたいと考えております。

次に、建設環境委員会及びパブリックコメントにおいて頂いたご意見と、反映させた部分を一部でございりますが説明いたします。

まず、建設環境委員会において「的中率には課題があるものの、線状降水帯に関する迅速な

周知について記載がしたほうが良いのではないか」というご意見をいただきました。こちらについては、別冊1ページの背景5行目に「巨大化する線状降水帯」というキーワードとして記載をしました。

次も建設環境委員会でいただいたご意見ですが「中小河川でも危機管理型水位計が設置されていて、誰でも確認できるようになっていることについて、周知したらどうか」というご意見をいただきました。別冊72ページをご覧ください。災害が発生しそうな状況において、その可能性を住民の方が自宅でも確認できるツール、例えば、近くの河川の水位等を自宅で確認し、適切な避難行動に結びつけていただけるよう、水位情報や土砂災害の危険性を表示しているインターネットサイトのアドレスを記載させていただきました。

最後に、今後の予定でございますが、本計画を十分にご活用していただきたいと考えておりまして、そのためにまずは地区や町会自主防災組織のリーダーに向けてご説明をさせていただき、各地区のハザード、災害の要因があるかをご理解いただきまして、それを各町会レベルまで浸透させていきたいと考えております。

本計画は、公的な支援に頼るだけでなく、自分たちの身は自分たちで守るという自助・共助を促進するための計画となっております。個人レベルから、町会レベル、地区レベルと各層にむけての対策やそれに対応する行政の担当部署、相談先を別冊の67ページや85ページを中心に記載しております。

行政のハード、ソフト両面からの施策に加えて、個人、町会、地区単位での防災意識を高め、災害時の人的被害を最小にできるよう、地元説明をとおして自主防災活動に役立てていただけるよう今後も取り組んでいきたいと思っております。

「松本市防災都市づくり計画について」の報告は以上となります。よろしく申し上げます。

(三好規正会長)

ただ今、報告事項「松本市防災都市づくり計画について」の説明がありました。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

(藤本済委員)

1点質問です。83ページにProject PLATEAUを使った3Dの浸水想定深モデルがありますが、どこからでも見られる状況となっているのでしょうか。

(御子柴主査)

ご質問ありがとうございます。こちらはどこからでも見られるようになっています。

(藤本済委員)

わかりました。松本建設事務所奈良井川改良事務所においては、防災知識の普及ということで、教育委員会と連携して要請のあった市内の小中学校に対しての防災教育を今年から

行っています。

私たちは河川の情報は持っていますが、危なくなったら避難してくださいといっても避難所の情報を持っているわけではない状況です。調べれば分かることではありますが、このように視覚的に見えることは、小中学校でも関心があるでしょうし、自分達が見えるのであれば自分達で見るのが良いと思います。こういった情報については、窓口が危機管理課や消防防災課となっているので、またご相談させていただければと思っています。

(三好規正会長)

他になにか意見がございましたらお願いします。はい、小笠原委員。

(小笠原み江委員)

先日の日曜日に総合防災訓練がありましたが、その際に避難所建物に対する安全確認について調査を検討するようになっていたと思います。例えば水害が発生した際に、避難所を開設することになりますが、その建物が水害に対して安全か否かの情報を入れてはどうかと思います。現在、何か検討している状況はあるでしょうか。今のところ事前調査では水害に対して安全かの調査は実施していないと思いますので、そういったことも実施していけばどうかと思います。

(三好規正会長)

避難場所が耐水建築になっているかどうか、そこまでチェックをする必要があるのではないかというご意見かと思います。事務局でなにかご説明ありますでしょうか。

(鈴木昌宏課長補佐)

具体的にはそこまでは検討がいたっておりません。ただ、今回の計画書に併せて、防災カルテというものを作っております。こちらで町会の自主防災活動の中で、1000年に1度の水害でどここの場所が使用できる避難所なのかというのを含め、どこに避難をすべきかを具体的に考えていただくような活動をしていこうと考えています。

(三好規正会長)

1000年に1度の浸水で使用できる避難所はどこなのか、標高などを踏まえて検討しているという理解でよいでしょうか。

(鈴木昌宏課長補佐)

はい、実際に全戸配布されているハザードマップでは、その避難所がどのようなときに使えるのか、水害の際に使えるのかという情報はお示しできていますが、耐水性の建物かどうかといった評価まではできていません。そのようなハザードマップの情報を踏まえて、町会

単位でどのように逃げようかという共助を進めていただく一助となる計画にしています。

(三好規正会長)

垂直避難が可能な構造物であるかどうかというものは大事な観点かと思えます。そのあたりも踏まえてご検討いただければよろしいかと思えます。

それでは特に意見もないようでございますので、質疑を終了したいと思います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了をいたしました。議事録署名人に指名いたしましたお二人の委員には後日事務局において調製された会議録をお送りいたしますので、署名して事務局へご返送をお願いいたします。

また委員各位には後日事務局より報告書の写しおよび議事録の写しをお送りいたしますので、ご承知おきください。以上をもちまして、議案審議を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

(赤間善浩都市計画課長)

三好会長、議事の進行をいただきましてありがとうございます。委員の皆様、慎重なご審議ありがとうございます。次回の都市計画審議会は、日程が決まり次第、開催通知をお送りいたします。

以上をもちまして、第61回松本市都市計画審議会を閉会します。本日は、ありがとうございました。